

富津市土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

令和4年1月改訂

富津市市民部

環境保全課

目 次

	ページ
○はじめに	1
○特定事業申請許可の手続きについて	
・特定事業の流れ1（事前協議の概要）	3
・特定事業の流れ2（許可申請～事業完了までの概要）	4
事前協議について	
・特定事業（変更）事前計画書の作成・記載要領	5
・一時堆積特定事業（変更）事前計画書の作成・記載要領	7
・特定事業事前計画変更届の記載要領	9
・特定事業（変更）事前計画書提出書類一覧	10
・事前計画書提出後の流れについて	12
特定事業許可申請について	
・特定事業許可申請書の作成・記載要領	13
・一時堆積特定事業許可申請書の作成・記載要領	15
・特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書提出書類一覧	18
小規模等埋立許可申請について	
・小規模等埋立許可申請の作成・記載要領	20
・小規模等埋立許可申請提出書類一覧	23
小規模等埋立届について	
・小規模等埋立届の作成・記載要領	25
・小規模等埋立届提出書類一覧	27
○特定事業の変更許可申請について	
・特定事業変更許可申請書の作成・記載要領	29
○特定事業譲受けの許可申請について	30
○申請手数料の納入について	31
○特定事業の実施（許可・届出受理後の手続き等）について	31
○特定事業の完了について	34
○特定事業の廃止・中止の届出について	35
○特定事業の終了の届出について	35
○条例の手続き区分について（フロー図）	36

はじめに

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）は、汚染された土砂等の埋立てや崩落、水害等の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全することを目的としています。

この手引きは、土砂等の埋立てを行う皆様に、条例の内容を理解して頂くとともに、条例に基づく諸手続きに必要な事項を解説したものです。

土砂等の埋立て等の事業を行う方へ

500平方メートル以上の区域で行う埋立て、盛土及び一時堆積（※）する行為を特定事業といい、特定事業を行う場合は、事前に条例に基づく許可又は届出が必要です。

また、条例では、500平方メートル未満の埋立て等を行う場合でも、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならないこととしています。

※一時堆積：特定事業であって、他の場所への土砂等の搬出を目的として土砂等の堆積を行うもの。ただし、採石法等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために、採取場内において一時的に行う土砂等の堆積は除きます。

特定事業の手続き等について

特定事業を行う場合は、事前に許可が必要です。

特定事業区域とは、実際に土砂等の埋立てに供する区域の面積をいいます。

また、特定事業場とは、特定事業区域のほか、現場事務所など事業に関連する施設等が設置されている区域を含む区域をいいます。

※特定事業の許可の申請をする前には、条例に基づく事前協議を終了していることが必要です。

その他各種法令等の規制を受ける場合には、各機関にて所要の手続きをしてください。

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第3に該当する事業に伴う特定事業を行う場合は、事前に届出が必要です。

許可又は届出の対象となる事業について

以下の事業については、許可又は届出の対象外です。ただし、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない等の、すべての土砂等の埋立て等の事業に適用する条例の規定は適用されます。

- (1) 運動場、その他の施設の本来の機能を保全する目的での通常管理行為
- (2) 工場等の緑化に伴う植栽の為に樹木と一緒に土砂を搬入する事業
- (3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定に基づく許可を受けた一般廃棄物処分場又は同法第15条の規定に基づく許可を受けた産業廃棄物最終処分場（管理型処分場及び遮断型処分場に限り。）において行う事業

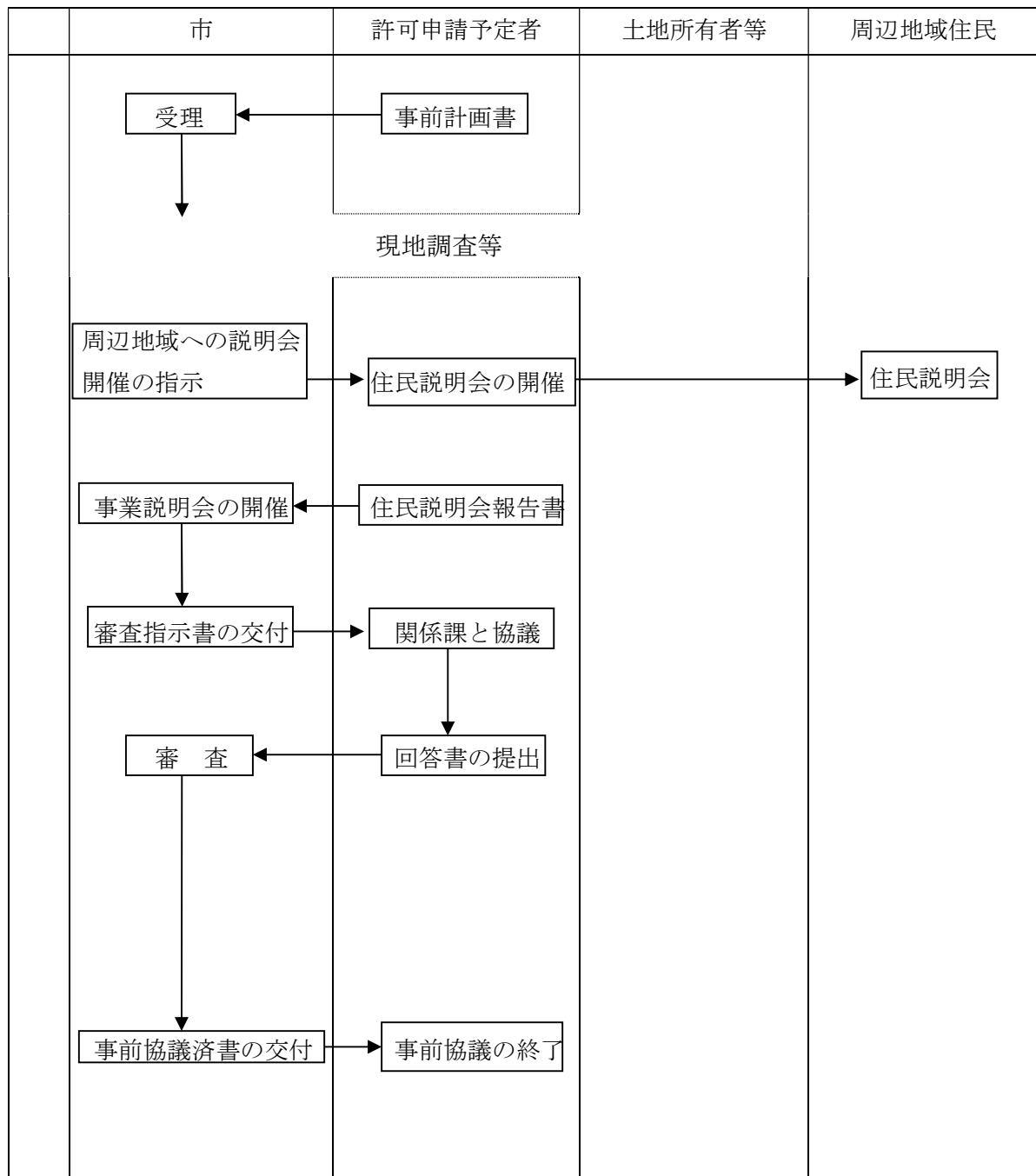
その他 一 小規模等埋立事業について 一

- (1) 特定事業であって、その面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもので、かつ、それに供する土砂等が採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他法令及び条例に基づき許認可等がなされた採取場から採取されたものを小規模等埋立事業とし、手続きの一部を省略することができます。

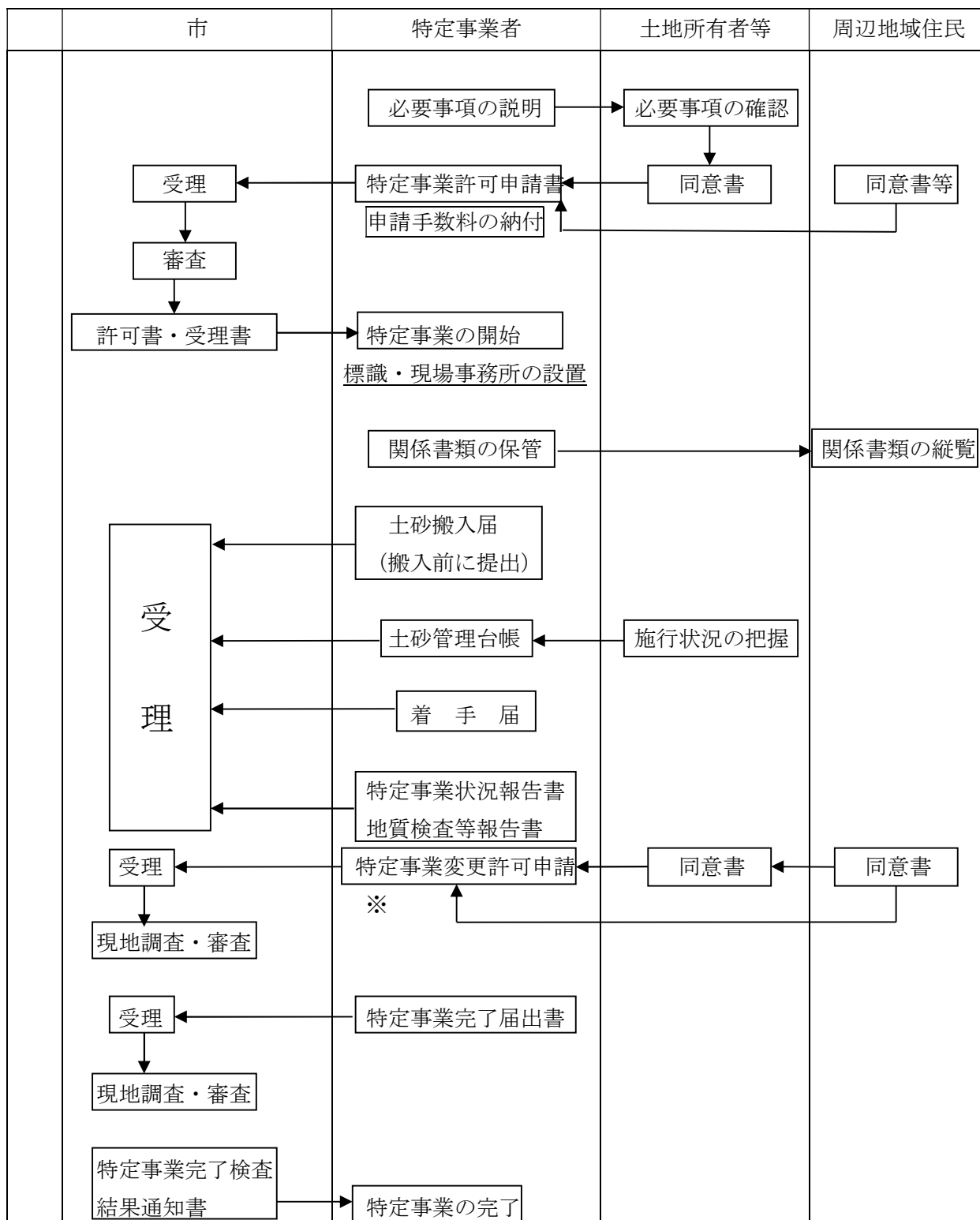
特定事業申請許可の手続きについて

条例に基づく許可申請（変更許可申請を含む）を行う前に、特定事業（変更）事前計画書を提出し、所要の手続きをすることが必要です。

特定事業の流れ1（事前協議の概要）



特定事業の流れ2（許可申請（届出）～事業完了までの概要）



※ 当初の計画内容から変更があった場合、変更の手続きが必要になります。

事前協議について

1 特定事業（変更）事前計画書（別記第14号様式）の作成・記載要領

(1) 作成要領

- ア 事前計画書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 事前計画書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例第11条及び規則第9条を基に、「特定事業（変更）事前計画書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。副本は事前協議終了時に許可申請予定者へ控え用として返却します。）
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地の登記事項証明書、公図の写しは3か月以内に作成されたものを添付してください。

(2) 記載要領

ア 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

イ 特定事業場の位置及び面積

特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。面積は、特定事業場の全体の実測面積及び特定事業区域全体の実測面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。

ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所等を設置する場合にあっては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、その他の特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載した書類を添付してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。また、現場責任者であることを証する書類を添付してください。

オ 特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載してください。また、土砂等の量を積算した土量計算書を添付してください。

カ 特定事業の期間

事前協議から許可となるまでの期間を考慮に入れて計画した上で、特定

事業を行う期間を記載してください。また、特定事業の期間は、原則として許可を受けた日から起算して3年（特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満である場合は1年）以内です。

キ 完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業が完了した場合の特定事業区域の施工前後の構造図を作成し、添付してください。また、施工後の構造図にはのり面保護方法等を記載してください。

ク 特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬入計画に関する事項

特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所並びに当該発生場所からの搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類を作成してください。

ケ 特定事業区域の土壌について地質検査及び水質検査を行うための措置

特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書を作成してください。

コ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための措置

特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図を作成してください。

サ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書を添付してください。また、擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付してください。

シ 特定事業区域及び周辺地域における水害を防止するために必要な措置

特定事業区域の集水区域図、現況排水平面図及び断面図、排水計画平面図及び断面図、調整池を設ける場合にあつては、その平面図、断面図及び構造図、放流先水路の流域図及び断面図、流量計算書を作成し、別紙として添付してください。

ス 土地利用計画

特定事業完了後の土地利用計画を記載してください。

セ その他の添付書類等について

- ・代理人が事前協議を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面
- ・資金計画及び実績に関する書類

- ・住民説明会の計画書
- ・特定事業場及び特定事業場隣接地の土地の登記事項証明書及び公図の写し（3か月以内に発行されたもの）また、公図の写しには、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業場隣接地の地目、地積、所有者の住所・氏名を記入してください。
- ・特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織を示す書類
- ・工事種別ごとの施工方法を記載した書類、図面、各工事の種別、段階ごとの工程表などの施工計画書
- ・湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他有効な沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合には、容量計算書及び構造図等の図面
- ・行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面
- ・その他市長が必要と認める書類及び図面

2 一時堆積特定事業（変更）事前計画書（別記第15号様式）の作成・記載要領

（1）作成要領

- ア 事前計画書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 事前計画書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例第11条及び規則第9条を基に、「一時堆積事業(変更)事前計画書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。また、副本は事前協議終了後に許可申請予定者へ控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本工業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地の登記事項証明書は、公図の写しは3か月以内に作成されたものを添付してください。

（2）記載要領

ア 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

イ 特定事業場の位置及び面積

特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。面積は、特定事業場の全体の実測面積及び特定事業区域の全体の実測面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の様子が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。

ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所等を設置する場合にあっては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、その他特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載した書類を添付してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。また、現場責任者であることを証する書類を添付してください。

オ 特定事業の期間

事前協議から許可となるまでの期間を考慮に入れて計画した上で、特定事業を行う期間を記載してください。また、特定事業の期間は、原則として許可を受けた日から起算して3年（特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満である場合は1年）以内です。

カ 特定事業区域の表土の地質状況

特定事業区域の表土の地質状況を記載した書面を作成してください。表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合にあっては、その構造図を添付してください。

キ 特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出予定量を記載するとともに、土砂等の搬入計画に関する書類を作成してください。

ク 特定事業の体積の構造

体積が最大になった場合の構造が確認できる平面図、断面図を作成してください。

ケ 特定事業区域の土壌について地質検査及び水質検査を行うための措置

特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書を作成してください。

コ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための構造

特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図を作成してください。

サ その他の添付書類について

- ・ 代理人が事前協議を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面
- ・ 特定事業場及び特定事業場隣接地の土地の登記事項証明書及び公図の写

- し（3か月以内に発行されたもの）また、公図の写しには、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業場隣接地の地目、地積、所有者の住所・氏名を記入してください。
- ・特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織を示す書類
 - ・工事種別ごとの施工方法を記載した書類、図面、各工事の種別、段階ごとの工程表
 - ・住民説明会の計画書
 - ・行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面
 - ・その他市長が必要と認める書類及び図面

3 特定事業事前計画変更届（規則別記第16号様式）の記載要領

（1）作成要領

- ア 特定事業事前計画変更届に添付する書類の目次を作成してください。
- イ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。また、副本は事前協議終了後に許可申請予定者へ控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。

（2）記載要領

ア 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

イ 変更する事項の内容

変更前と変更後の内容を記載し、その理由を記載してください。

ウ 添付書類について

特定事業の許可申請事項の変更に係る書類及び図面を添付してください。ただし、特定事業場の位置図及び付近の見取図は、変更する事項にかかわらず添付してください。

特定事業（変更）事前計画書提出書類一覧

NO	提出書類	特定事業	一時堆積
1	特定事業（変更）事前計画書	○	○
2	特定事業場の位置図及び付近の見取図	○	○
3	特定事業場及び特定事業区域の実測求積図	○	○
4	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）	○	
5	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）		○
6	特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し	○	○
7	特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書	○	
8	特定事業に使用される土砂等の搬入予定経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類	○	
9	特定事業に使用される土砂等の搬入搬出予定経路図及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類		○
10	特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採用する地点の位置図	○	
11	特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採用する地点の位置図。ただし特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図		○
12	特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造		○
13	特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書	○	○
14	特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図	○	○
15	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書	○	
16	擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書	○	

17	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	
18	集水区域図	○	
19	現況排水平面図及び断面図	○	
20	排水計画平面図及び断面図	○	
21	調整池の平面図、断面図及び構造図	○	
22	放流先水路の流域図及び断面図	○	
23	流量計算書	○	
24	特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面	○	○
25	特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書	○	○
26	現場責任者であることを証する書類	○	○
27	資金計画及び実績に関する書類	○	
28	住民説明会の計画書	○	○
29	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面	○	○

4 事前計画書提出後の流れについて

(1) 現地調査

事前に特定事業区域及び特定事業場の区域を旗、杭等により明示しておいてください。

(2) 事業説明会の実施

関係課、機関を対象とした説明会を実施してください。また、関係地域住民に対し開催した説明会の結果を、特定事業説明会実施報告書（別記第17号様式）により提出してください。また、特定事業説明会実施報告書には、住民説明会で使用した資料を添付してください。

(3) 審査指示書の交付

関係課の意見を取りまとめた審査指示書を交付しますので、指示のある関係課と個別に協議を行い、その結果を回答した書面を提出してください。

(4) 事前協議済書の交付

最終的に、関係地域住民、関係課を含め問題がなければ、特定事業（変更）事前協議済書により協議が終了したことを通知します。

(5) 事前協議の有効期間

事前協議の有効期間は、事前協議済書が申請者に交付された日から起算して2年です。

特定事業許可申請について

事前協議が終了すると、特定事業許可申請を行うことができます。

1 特定事業許可申請書（規則別記第19号様式）の作成・記載要領

(1) 作成要領

- ア 許可申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 許可申請書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例第12条及び規則第10条を基に、「特定事業許可申請書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。また、副本は許可通知書と一緒に許可申請者へ控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し（法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）、印鑑登録証明書は3か月以内に作成されたものを添付してください。

(2) 記載要領

- ア 申請者
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。
- イ 特定事業場の位置及び面積
特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。面積は、特定事業場全体の実測面積及び特定事業区域全体の実測面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。
- ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
現場事務所等を設置するにあつては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、その他特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載した書類を添付してください。
- エ 現場責任者の氏名及び職名
特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。また、現場責任者であることを証する書類を添付してください。
- オ 特定事業区域の表土の地質状況
特定事業区域の面積に応じて、採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（別記第20号様式）及び地質分析（濃度

結果証明書（別記第21号様式）を添付してください。（事前協議において特定事業場区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合は、その結果の写しを使用することもできます。）

カ 特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載してください。また、土砂等の量を計算した土量計算書を添付してください。

キ 特定事業の期間

期間は特定事業を施工する期間とし、原則として許可を受けた日から起算して3年（特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満である場合は1年）までです。

ク 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業が完了した場合の特定事業区域の施工前後構造図を作成し、添付してください。また、施工後の構造図にはのり面保護方法等を記載してください。

ケ 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所並びに当該発生場所からの搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類を作成してください。

コ 特定事業施工されている間において、特定事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行うために必要な措置

特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書を作成してください。

サ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うための構造

特定地域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図を作成してください。

シ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の区域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置

土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書を添付してください。また、擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付してください。

ス 特定事業区域及び周辺地域における水害を防止するための構造

特定事業区域の集水計画図、現況排水平面図及び断面図、排水計画平面

図及び断面図、調整池の平面図、断面図及び構造図、放流先水路の流域図
及断面図、流量計算書を作成し、添付してください。

セ 代理人が申請を行う場合は、当該代理人の権限を有する書面（特定事業
（変更）事前計画書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

ソ その他の添付書類について

特定事業許可申請書に記載されている項目の他、次に掲げる書類を添付し
てください。

- ・資金計画及び実績に関する書類
- ・特定事業区域土地使用同意書（別記第3号様式）、特定事業区域施工同意書（別記第5号様式）及び同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・特定事業区域隣接土地所有者承諾書（別記第7号様式）
- ・特定事業区域近隣住民承諾書（別記第9号様式）及び世帯数調査書（別記第11号様式）
- ・特定事業説明実施状況報告書（別記第17号様式）
- ・特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織を示す書類
- ・工事種別ごとの施工方法を記載し、必要に応じて図面等を作成してください。また、各工事の種別、段階ごとの工程表などの施工計画書を添付してください。
- ・湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他有効な沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合には、容量計算書及び構造図等の図面を添付してください。
- ・行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面
- ・事前協議済書の写し
- ・地域の状況を勘案し、必要に応じて市長が指定する地域との環境の保全に関する協定書の添付を求める場合があります。
- ・その他市長が必要と認める書類及び図面

2 一時堆積特定事業許可申請書（別記第22号様式）の作成・要領

（1）作成要領

ア 許可申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。

イ 許可申請書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例

第12条及び規則第10条を基に、「一時堆積許可申請書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。

ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。また、副本は許可通知書と一緒に許可申請者へ控え用として返却します。

エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。

オ 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し（法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）、印鑑登録証明書は3か月以内に作成されたものを添付してください。

(2) 記載要領

ア 申請者

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

イ 特定事業場の位置及び面積

特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。面積は、特定事業場の全体の実測面積及び特定事業区域全体の面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界杭等を明示してください。

ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所等を設置するにあっては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、その他特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載した書類を添付してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。また、現場責任者であることを証する書類を添付してください。

オ 特定事業の期間

期間は特定事業を施工する期間とし、原則として許可を受けた日から起算して3年（特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満である場合は1年）以内です。

カ 特定事業区域の表土の地質状況

特定事業区域の面積に応じて、採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（規則別記第20号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（規則別記第21号様式）を添付してください。（事前協議において特定事業区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合には、その結果の写しを使用することもできます。）

キ 特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入、搬出予定量を記載するとともに、土

砂等の搬入計画に関する書類を作成してください。

ク 特定事業の土砂等の堆積の構造

体積が最大になった場合の構造が確認できる平面図、断面図を作成してください。

ケ 特定事業施工されている間において、特定事業区域の土壌についての地質検査及び水質検査を行うために必要な措置

特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書を作成してください。

コ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うための構造

特定地域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図を作成してください。

サ 特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置

土砂等の発生場所ごとに区分して堆積することが確認できる図面又は、立面図等に工法等を記載してください。

ソ その他の添付書類について

特定事業許可申請書に記載されている項目の他、次に掲げる書類を添付してください。

- ・ 特定事業（一時堆積特定事業）区域土地使用同意書（別記第4号様式）、特定事業（一時堆積特定事業）区域施工同意書（別記第6号様式）及び同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・ 特定事業（一時堆積特定事業）区域隣接土地所有者承諾書（別記第8号様式）
- ・ 特定事業（一時堆積特定事業）区域近隣住民承諾書（別記第8号様式）及び世帯数調査書（別記第11号様式）
- ・ 特定事業説明実施状況報告書（規則別記第17号様式）
- ・ 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織を示す書類
- ・ 工事種別ごとの施工方法を記載し、必要に応じて図面等を作成してください。また、各工事の種別、段階ごとの工程表を作成してください。
- ・ 行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面
- ・ 地域の状況を勘案し、必要に応じて市長が指定する地域との環境の保全に関する協定書の添付を求める場合があります。
- ・ その他市長が必要と認める書類及び図面

特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書提出書類一覧

NO	提出書類	特定事業	一時堆積
1	特定事業許可申請書	○	○
2	住民票の写し（法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び申請書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○	○
3	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	○	○
4	特定事業場の位置図及び付近の見取図	○	○
5	特定事業場及び特定事業区域の実測求積図	○	○
6	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）	○	
7	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）		○
8	特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し	○	○
9	特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書	○	
10	特定事業に使用される土砂等の搬入予定経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類	○	
11	特定事業に使用される土砂等の搬入搬出予定経路図及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類		○
12	特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第20号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第21号様式（令和3年4月1日改正）。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。）	○	
13	特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図。 遮断される構造でない場合にあつては、第2号9号に掲げる書面及び図面		○
14	特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造		○

15	特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書	○	○
16	特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図	○	○
17	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書	○	
18	擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書	○	
19	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	
20	集水区域図	○	
21	現況排水平面図及び断面図	○	
22	排水計画平面図及び断面図	○	
23	調整池の平面図、断面図及び構造図	○	
24	放流先水路の流域図及び断面図	○	
25	流量計算書	○	
26	特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面	○	○
27	特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書	○	○
28	現場責任者であることを証する書類	○	○
29	資金計画及び実績に関する書類	○	
30	土地使用同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○	○
31	施工同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○	○
32	隣接土地所有者承諾書	○	○
33	近隣住民承諾書及び世帯数調査書	○	○
34	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面	○	○

小規模等埋立許可申請について

特定事業であって、その面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもので、かつ、それに供する土砂等が採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）その他法令及び条例に基づき許認可等がなされた採取場から採取されたものを小規模等埋立事業とし、次の事項等について緩和措置を設けています。

- ア 近隣住民の承諾に関する事項
- イ 事前協議に関する事項
- ウ 地質検査に関する事項
- エ 水質検査に関する事項

1 小規模等埋立許可申請（規則別記第19号様式）の作成・記載要領

(1) 作成要領

- ア 許可申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 許可申請書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、条例第12条及び規則第10条を基に、「小規模等埋立許可申請書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。また、副本は許可通知書と一緒に許可申請者へ控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し（法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）、印鑑登録証明書は3か月以内に作成されたものを添付してください。

(2) 記載要領

- ア 申請者
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。
- イ 特定事業場の位置及び面積
特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。面積は、特定事業場全体の実測面積及び特定事業区域全体の実測面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界等を明示してください。
- ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
現場事務所等を設置するにあつては、当該現場事務所の場所を記載して

ください。また、その他特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載した書類を添付してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

特定事業の現場責任者の氏名及び職名を記載してください。また、現場責任者であることを証する書類を添付してください。

オ 特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載してください。また、土砂等の量を計算した土量計算書を添付してください。

カ 特定事業の期間

期間は特定事業を施工する期間とし、原則として許可を受けた日から起算して1年までです。

キ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業が完了した場合の特定事業区域の施工前後構造図を作成し、添付してください。また、施工後の構造図にはのり面保護方法等を記載してください。

ク 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所並びに当該発生場所からの搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類を作成してください。

コ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の区域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置

土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書を添付してください。また、擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書、鉄筋コンクリート又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付してください。

サ 特定事業区域及び周辺地域における水害を防止するための構造

特定事業区域の集水計画図、現況排水平面図及び断面図、排水計画平面図及び断面図、調整池の平面図、断面図及び構造図、放流先水路の流域図及び断面図、流量計算書を作成し、添付してください。

シ 代理人が申請を行う場合は、当該代理人の権限を有する書面（特定事業（変更）事前計画書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

ス その他の添付書類について

特定事業許可申請書に記載されている項目の他、次に掲げる書類を添付してください。

- ・特定事業区域土地使用同意書（別記第3号様式）、特定事業区域施工同意書（別記第5号様式）及び同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・特定事業区域隣接土地所有者承諾書（別記第7号様式）
- ・特定事業区域近隣住民承諾書（別記第9号様式）及び世帯数調査書（別記第11号様式）
- ・特定事業説明実施状況報告書（別記第17号様式）
- ・特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織を示す書類
- ・工事種別ごとの施工方法を記載し、必要に応じて図面等を作成してください。また、各工事の種別、段階ごとの工程表などの施工計画書を添付してください。
- ・湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他有効な沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合には、容量計算書及び構造図等の図面を添付してください。
- ・行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面
- ・土砂等売渡・譲渡証明書（別記第13号様式）及び採石法等に基づき許認可等を受けた採取場であることを証する書類
- ・地域の状況を勘案し、必要に応じて市長が指定する地域との環境の保全に関する協定書の添付を求める場合があります。
- ・その他市長が必要と認める書類及び図面

小規模等埋立（小規模一時堆積）許可申請書提出書類一覧

NO	提出書類	小規模等埋立許可	一時堆積
1	特定事業許可申請書	○	○
2	住民票の写し（法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び申請書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○	○
3	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	○	○
4	特定事業場の位置図及び付近の見取図	○	○
5	特定事業場及び特定事業区域の実測求積図	○	○
6	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）	○	
7	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）		○
8	特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し	○	○
9	特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書	○	
10	特定事業に使用される土砂等の搬入予定経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類	○	
11	特定事業に使用される土砂等の搬入搬出予定経路図及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類		○
12	特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図。 遮断される構造でない場合にあつては、第2号9号に掲げる書面及び図面		○
13	特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造		○
14	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書	○	
15	擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書	○	
16	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	

17	集水区域図	○	
18	現況排水平面図及び断面図	○	
19	排水計画平面図及び断面図	○	
20	調整池の平面図、断面図及び構造図	○	
21	放流先水路の流域図及び断面図	○	
22	流量計算書	○	
23	特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 (他法令で規制等がある部分についての許可書や証明書等の写し)	○	○
24	特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書	○	○
25	現場責任者であることを証する書類	○	○
26	土地使用同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○	○
27	施工同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書	○	○
28	隣接土地所有者承諾書	○	○
29	土砂等売渡・譲渡証明書(別記第13号様式)及び採石法等に基づき許認可等を受けた採取場であることを証する書類(県の認可書の写し)	○	○
30	関係地域の住民への事業説明報告書(別記第17号様式)等	○	○
31	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面	○	○

小規模等埋立届について

小規模等埋立事業であって、土砂等による埋立ての最大の高さが50センチメートル未満の場合、事前協議の手続きを省略することができますが、事業開始の10日前までに小規模埋立届の提出が必要です。

1 小規模等埋立届（別記第12号様式）の作成・記載要領

(1) 作成要領

- ア 小規模等埋立届及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 小規模等埋立届に添付する書類の目次を作成してください。その場合、規則第8条を基に、「小規模等埋立届提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。また、副本は届出受理後に許可申請予定者へ控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し（法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）、印鑑登録証明書は3か月以内に作成されたものを添付してください。

(2) 記載要領

- ア 申請者
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。
- イ 特定事業の位置及び面積
特定事業区域のうち、代表的な位置を記載し、その他は「ほか〇〇筆」と表示してください。面積は、特定事業場の全体の実測面積及び特定事業区域全体の面積を記載してください。また、特定事業場及び周辺の状況が判断出来る平面図を作成し、隣地との境界を明示してください。
- ウ 使用される土砂等の量
実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載してください。また、土砂等の量を積算した土量計算書を添付してください。
- エ 埋立て等の期間
事業を行う期間を記載してください。
- オ 使用される土砂等の搬入計画に関する事項
特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所並びに当該発生場所からの搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類を作

成してください。

カ 完了した場合の特定事業区域の構造

特定事業が完了した場合の特定事業区域の施工前後の構造図を作成し、添付してください。また、施工後の構造図にはのり面保護方法等を記載してください。

キ 排水計画に関する事項

特定事業区域の取水区域図、現況排水平面図及び断面図、排水計画平面図及び断面図、調整池を設ける場合にあつては、その平面図、断面図及び構造図、放流先水路の流域図及び断面図、流量計算書を作成し、別紙として添付してください。

ク 土地利用計画

特定事業完了後の土地利用計画を記載してください。

ケ その他の添付書類について

小規模等埋立届出書に記載されている項目の他、次に掲げる書類を添付してください。

- ・届出者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- ・特定事業場及び特定事業場隣接地の土地の登記事項証明書及び公図の写し（3か月以内に発行されたもの）また、公図の写しには、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業場隣接地の地目、地積、所有者の住所・氏名を記入してください。
- ・特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織を示す書類
- ・特定事業区域土地使用同意書（別記第3号様式）、特定事業区域施工同意書（別記第5号様式）及び同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・特定事業区域隣接土地所有者承諾書（別記第7号様式）
- ・工事種別ごとの施工方法を記載した書類、図面、各工事の種別、段階ごとの工程表
- ・湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他有効な沈砂池（調整池）等の設置が必要な場合には、容量計算書及び構造図等の図面を添付してください。
- ・行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許可申請書の写し、許認可書又はその他の施工同意を証明できる書面
- ・土砂等売渡・譲渡証明書
- ・採石法、砂利採取法その他法令及び条例による許認可書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類及び図面

小規模等埋立届提出書類一覧

NO	提出書類
1	小規模等埋立届
2	住民票の写し（法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び届出に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書（法人にあつては、法人の印鑑証明書であつて法務局が発行したもの。）
3	届出者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
4	特定事業場の位置図及び付近の見取図
5	特定事業場及び特定事業区域の実測求積図
6	特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）
7	特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し（公図の写しにあつては、地目、所有者の住所及び氏名を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載し、特定事業場及び特定事業区域の範囲が色分けで区分されているもの。）
8	特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
9	特定事業に使用される土砂等の搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類
10	集水区域図
11	現況排水平面図及び断面図
12	排水計画平面図及び断面図
13	調整池の平面図、断面図及び構造図
14	放流先水路の流域図及び断面図
15	流量計算書
16	特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書類 （他法令で規制等がある部分についての許可書や証明書等の写し）
17	特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書

18	条例第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書（別記第13号様式）及び採石法等に基づき許認可等を受けた採取場であることを証する書類
19	第7条第1項に規定する特定事業区域土地使用同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
20	第7条第3項に規定する特定事業区域土地施工同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
21	第7条第6項に規定する特定事業区域隣接土地所有者承諾書
22	周辺地域の住民への事業説明報告書
23	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

特定事業の変更許可申請について

特定事業の許可を受けて実施している事業で、申請内容について変更する場合には変更の許可等が必要になります。ただし、下記に該当する軽微な変更については、特定事業軽微変更届出書（別記第25号様式）による届出となりますので、市に届出るとともに、土地所有者に特定事業軽微変更通知書（別記第26号様式）により通知してください。

許可期間を変更する場合、当初の許可期限の満了日から1年を超える期間の変更はできません。また、特定事業区域の面積が当初の10分の2を超える変更はできません。

- ・氏名若しくは名称、住所若しくは所在地又は法人の代表者の氏名の変更
- ・法定代理人の氏名又は住所の変更
- ・現場責任者の氏名及び職名
- ・現場事務所の位置の変更
- ・特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- ・特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項の変更（採石法等に基づき許認可等が行なわれた採取場から採取された土砂等をそれ以外の場所から採取された土砂等をそれ以外の場所から採取された土砂等に変更する場合を除く）
- ・特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うため施設の位置の変更
- ・特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

1 特定事業変更許可申請書（規則別記第24号様式）の作成・記載要領

（1）作成要領

- ア 特定事業変更許可申請書に添付する書類の目次を作成してください。
- イ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部です。また、副本は許可通知書と一緒に許可申請者へ控え用として返却します。
- ウ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本工業規格A列4判で作成してください。

(2) 記載要領

ア 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載し、実印を押してください。

イ 変更する事項の内容

変更前と変更後の内容を記載し、その理由を記載してください。

(3) 添付書類について

ア 特定事業の許可申請事項の変更に係る書類及び図面を、特定事業変更許可申請書に添付してください。ただし、特定事業の位置図及び付近の見取図は、変更する事項にかかわらず添付してください。

イ 土地所有者等の同意書について

変更許可申請には、当初同意を得た者全てに変更する内容について説明し、再度同意をもらう必要があります。

特定事業譲受けの許可申請について

特定事業の許可を受けた者又は届出をした者の地位を承継した者は、事前に特定事業譲受け許可申請書（別記第47号様式）を提出し、許可を受ける必要があります。

添付書類

- ・住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び申請書に使用した印鑑登録証明書
- ・申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し
- ・特定事業場の位置及び付近の見取図
- ・現場責任者であることを証する書面
- ・譲受けを証する書類
- ・第7条1項に規定する土地使用同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・第7条3項に規定する施工同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・第7条6項に規定する隣接土地所有者承諾書
- ・第7条9項に規定する近隣住民承諾書及び世帯数調査書
- ・その他市長が必要と認める書類

申請手数料の納入について

特定事業（一時堆積、小規模埋立を含む）の許可申請、変更許可申請、譲り受け許可申請を行うときは、申請手数料を納めなければなりません。

納入された手数料については、返還できません。

- (1) 許可申請手数料（500平方メートル以上3,000平方メートル未満）
20,000円
- (2) 許可申請手数料（3,000平方メートル以上）
48,000円
- (3) 変更許可申請手数料（500平方メートル以上3,000平方メートル未満）
10,000円
- (4) 変更許可申請手数料（3,000平方メートル以上）
28,000円
- (5) 譲り受け許可申請手数料
20,000円

特定事業の実施（許可・届出受理後の手続き等）について

- 1 許可又は受理書の交付を受けた後の土砂等の搬入前の準備について
交付を受けた事業者は、
 - ・現場事務所等の設置
 - ・標識の設置
 - ・土砂等の搬入路の設置
 - ・排水の水質検査を行う施設の設置
 - ・特定事業場並びに特定事業区域の境界の明示を行い、土砂等の搬入の届出を提出後に土砂等を搬入することができます。
ようになります。
- 2 土砂等の搬入の届出（条例第18条及び規則第19条）について
特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等搬入届（別記第29号式）を提出してください。
土砂等搬入届の添付書類は、次のとおりです。
ア 当該土砂等の発生場所の責任者が土砂等発生元証明書（別記第30号様式）

- イ 土質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図
- ウ 土砂等の採取場所の現場写真
- エ 検査試料採取調書（別記第20号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第21号様式）

留意事項

- (1) 土砂搬入届出は、土砂等の発生場所ごとに届出は必要です。また、同じ発生場所でも、搬入量が5,000 m³を超えるごとに、新たな届出が必要になります。
- (2) 搬入計画と発生場所に変更が生じた場合は、特定事業軽微変更届出書（規則別記第25号様式）及び土砂等搬入届出書並びに関係書類一式を提出してください。
- (3) 搬入する土砂等が次の場合には、それを証する書面（検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書、検体採取場所の位置図及び検体採取場所の現場写真）に代えることができます。
採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他法令に基づき採取された土砂等であることを証する書面。：「土砂等売渡・譲渡証明書（別記第13号様式）」（この書面を添付する場合には、土砂等発生元証明の添付を省略できます。）
- (4) 公共工事により発生し、又は採取された土砂等で「建設発生土管理基準」に適合する土砂等であることを証する書面：「汚染要因に関する調査書」

- 3 特定事業の着手の届出（条例第17条及び規則第18条）について
土砂等の埋立てに着手したときは、着手した日から10日以内に特定事業着手届出書（別記第28号様式）を提出してください。

4 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、許可条件、関係各課の指示事項を順守してください。
- (2) 標識は、公衆の見やすい場所に設置してください。耐水性合板と同等以上の材質とし、白地に黒の文字とし、容易に消えないことが必要です、
- (3) 境界を示す旗、杭等は、状況に応じて特定事業区域と特定事業区域以外が明確になるように設置してください。
- (4) 施工期間中は常に、近隣の住民等が申請書又は届出書及び各種提出書類の控えを縦覧できるように、これらの書類を関係書類等の縦覧場所に設置してください。

5 施工中の定期報告について

特定事業（一時堆積を含む）を着手した日から3か月に1回、特定事業状況報告書（別記第33号様式）又は一時堆積特定事業状況報告書（別記第34号様式）及び特定事業地質等検査報告書（別記第35号様式）並びに地質分析（濃度）結果証明書（別記第21号様式）、水質分析（濃度）結果証明書（規則別記第36号様式）により報告をしなければなりません。

また、併せて、発生場所ごとの土砂等管理台帳（別記第31号様式）又は土砂等管理台帳（一時堆積特定事業用）（別記第32号様式）の写しを提出してください。

- (1) 特定事業状況報告書、特定事業（一時堆積）状況報告書報告に係る期間内に搬入（又は搬出）した土砂等の量を発生場所ごとに報告してください。

また、現場写真及び計画平面図に土砂等を搬入した区域を明示した図面を添付してください。

- (2) 特定事業地質検査等報告書

ア 地質検査

特定事業区域を3,000㎡以内の区域に等分して検体を採取（5点混合）します。

特定事業区域	検体数
0.3ヘクタール未満	1
0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12 （面積が10ヘクタール超える場合には1ヘクタール増えるごとに1ヶ所増やすものとする。）

特定事業区域が3,000㎡未満で、使用される土砂等が次の場合は小規模埋立事業に該当するため、地質検査の定期報告が免除されます。

- ・採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他法令津に基づき採取された土砂等を使用する場合

イ 水質検査

小規模埋立ての場合は、水質検査の報告が免除されます。

ウ 特定事業地質検査等検査報告書添付書類

- ・地質分析（濃度）結果証明書
- ・水質分析（濃度）結果証明書
- ・土砂等及び浸透水等の採取場所の図面（採取を計画平面図に記入）
- ・検査試料採取調書（別記第20号様式）及び現場写真（採取地点と採取状況が分かるもの）

6 土砂管理台帳について

発生場所別に作成し、各項目ごとに記載するとともに、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入してください。台帳は1年ごとに、毎年3月末日をもって閉鎖し、5年間保存してください。

特定事業の完了について

特定事業が完了する2か月前までに、完了するまでの工程等について、特定事業完了事前届（別記第41号様式）を提出し、市の立会いによる現地確認を行う必要があります。また、特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造図を添付してください。

特定事業が完了した場合には、当該特定事業を完了した日から起算して10日以内に、特定事業完了届（別記第42号様式）を提出してください。

特定事業の廃止・中止の届出について

特定事業の廃止又は中止（2か月以上）をする場合は、特定事業廃止（中止事前届（別記第38号様式）を提出し、市の立会による現地確認を行う必要があります。

廃止とは、事業を止める状態をいい、再開する場合には、再度許可申請を行う必要があります。中止とは、許可を受けた行為について、2か月以上中断する行為をいい、中止の期間に定めはありませんが、許可期間を超えることはできません。また、特定事業を廃止した日から起算して10日以内に、特定事業廃止届（別記第39号様式）を提出してください。

特定事業の終了の届出について

特定事業の許可期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の2か月前までに、特定事業終了事前届（別記第44号様式）を提出し、市の立会による現地確認を行う必要があります。また、特定事業を終了した日から起算して10日以内に、特定事業終了届（別記第45号様式）を提出してください。

条例の手続き区分について(フロー図)

